

武蔵村山市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の  
指定に係る市町村長の同意に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号に規定する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意に関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

(他の市町村長の同意に関する手続)

第2条 武蔵村山市（以下「市」という。）を保険者とする被保険者が市の区域外に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「市外事業所」という。）の利用を希望する場合において、当該事業所が武蔵村山市長（以下「市長」という。）の指定を受けようとするときは、当該事業所は、市長に指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の利用に係る申立書（別記様式。以下「申立書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の場合において、市外事業所が既に市長から指定を受けている場合であっても、市の他の被保険者の利用をさせるときは、申立書を提出しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する申立書が提出された場合において、別表第1に規定する市外事業所指定基準に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、市外事業所の所在する他の市町村長に対し、指定に係る同意を求めるものとする。

(市長の同意に関する手続)

第3条 市以外の他の市町村長から、市内に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「市内事業所」という。）を指定することについて同意を求められたときは、別表第2に規定する市内事業所指定同意基準に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、指定に係る同意をするものとする。

2 市長は、前項の規定による同意に際して、条件を付すことができるものとする。

(他の市町村から転入した者による市内地域密着型サービス事業所の利用)

第4条 他の市町村（「特別区」を含む。以下同じ。）から転入した者による市内の認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用については、転入後3か月を経過した者に限るものとする。ただし、市内にその者を介護する家族等若しくは後見人がいる場合又は虐待等による場合は、この限りでない。

(武蔵村山市介護保険運営協議会への付議)

第5条 第2条の規定により市外事業所を指定する場合における指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に係る武蔵村山市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）への付議は、行わないものとする。ただし、指定に係る経過を協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成31年1月18日から施行する。

別表第1（第2条関係）

市外事業所指定基準

次の基準のいずれかを満たしていること。

- (1) 市外事業所の所在地が市の隣接市町である場合で、市内事業所の利用定員に空きがないこと。
- (2) 市外事業所の所在市町村にその者を介護する家族等又は後見人がいること。
- (3) 利用したい事業所が市内事業所にはない機能を有し、またその機能を利用しなければならない状況にあること。
- (4) 市外事業所を虐待等の理由により利用すること。
- (5) その他市長が認める特別な事情があること。

別表第2（第3条関係）

市内事業所指定同意基準

次の基準のいずれかを満たしていること。

- (1) 他の市町村による市内事業所を指定する方針が確実と認められる場合であること。
- (2) 市内事業所を利用する他の市町村の利用者の住所が、市の隣接市町であること。
- (3) 市内にその者を介護する家族等又は後見人がいること。
- (4) 市内事業所を虐待等の理由により利用すること。
- (5) その他市長が認める特別な事情があること。